

グリーン調達ガイドライン

第 3.2 版

2025 年 5 月 改定

JVC ケンウッドグループ

目 次

はじめに-----	P 2
基本理念及びグリーン調達基本方針-----	P 3
1. グリーン調達ガイドラインの目的-----	P 3
2. 適用範囲-----	P 3
3. 用語の定義-----	P 3
4. JVC ケンウッド特定化学物質-----	P 5
5. お取引先様への要求事項-----	P 5
6. 調査資料のご提出・情報提供について-----	P 6
7. 含有化学物質の分析について-----	P 7
8. 自動車メーカー向け製品(カーOEM)関連の調査方法-----	P 7
9. 資料の取り扱いについて-----	P 7
10. グリーン調達ガイドラインに関するお問合せ-----	P 7
付属資料	
1. 法規制リスト-----	P8～P10
2. 改定履歴-----	P11
関連資料 JVC ケンウッド特定化学物質リスト(別ファイル)	
1・JVC ケンウッド特定化学物質リスト	
2・JVC ケンウッド特定化学物質詳細	
関連資料 お取引先様評価関連の帳票(別ファイル)	
・グリーン調達評価表	
・グリーン調達評価表 記入例	
・グリーン調達評価 運用マニュアル	
・グリーン調達評価 化学物質管理マニュアル	

※関連資料は弊社ホームページで入手できます。 URL: <https://www.jvckenwood.com/>

はじめに

平素は弊社環境活動へのご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。弊社は地球温暖化をはじめとする環境問題への取り組みは企業の果たすべき社会的責任の一つとして重く受け止めており、未来に向けて地球環境改善の努力を進め、持続可能な社会の実現へ向けて取り組んでまいります。

弊社はあらゆる企業活動における環境配慮と、生産販売する製品そのもののライフサイクルにおける環境負荷低減に継続して取り組みます。その一つの手段として環境への負荷の少ない部材や製品を優先的に購入することが重要と考えております。

特に、昨今の REACH をはじめとする法規制強化の動きのみならず、企業活動における環境問題に対する社会的責任や倫理性への要求はますます厳しさを増しております。

弊社及び関連会社はこの『グリーン調達ガイドライン』を通じて、すべてのお取引先様との間で共存、共栄の精神のもと、今後も環境活動をさらに力強く推進してまいります。

お取引先様におかれましては、弊社の環境に関する考え方をご理解いただくとともに、環境負荷低減への取り組みや、環境に配慮した部材のご提供をお願いする次第です。

今後とも、より一層のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

株式会社 JVC ケンウッド

基本理念

すべての事業活動において、地球環境の継続的改善により社会的責任を果たし、持続的発展が可能な社会の実現へ貢献します。

グリーン調達基本方針

- 1.環境活動に関連する法規制、その他同意する要求事項を遵守します。
- 2.環境負荷低減商品を提供するため、環境への影響を考慮している物品を優先的に調達します。
- 3.環境活動を積極的に行っている企業との取引を優先します。
- 4.限りある地球資源の有効活用に取り組み、循環型社会をめざします。

1.グリーン調達ガイドラインの目的

本ガイドラインは、弊社及び弊社グループ会社がお取引先様から物品を調達する際の製品含有化学物質管理に関する考え方とその調査方法を示したものです。なお、REACHをはじめとした国際的な化学物質管理の潮流への対応を考慮して作成しています。

2.適用範囲

本ガイドラインは、国内、海外の弊社グループ会社が販売する商品を構成するすべての材料、部品及び製品等の調達品及び生産活動にかかわるすべての購入品に適用します。

※自動車メーカー向け製品（カーOEM）関連の調査方法は8項をご参照ください。

3.用語の定義

本文中の用語は次のように定義します。

- ・材料、部品及び製品

例:原材料、付属品、部品、半完成品、完成品購入品、販促品、輸送用梱包材など。

- ・JAMP 関連の用語の定義（SDS、chemSHERPA、CAS 番号等）については JAMP 製品含有化学物質管理ガイドラインをご参照ください。

- JAMP (Joint Article Management Promotion-consortium)
アーティクルが含有する化学物質情報等を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることを目的とした協議会。
<https://chemsherpa.net/>
- JAMA (Japan Automobile Manufacturers Association, Inc.)
社団法人 日本自動車工業会の略称。
<http://www.jama.or.jp/>
- JAPIA (Japan Auto Parts Industries Association)
社団法人 日本自動車部品工業会の略称。
<http://www.japia.or.jp/>
- GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)
日米欧の自動車、自動車部品、化学メーカーで構成された GASG (Global Automotive Stakeholders Group)により制定された共通の管理化学物質リストで、対象物質が P(禁止)及び D(報告)対象物質として定義されている。
<https://www.gadsl.org/>
- REACH (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)
EC 規則 No 1907/2006 で定められた欧州における化学物質管理のための法律。

4.JVC ケンウッド特定化学物質

物質リストは関連資料 “ JVC ケンウッド特定化学物質リスト” をご参照ください。

5.お取引先様への要求事項

5.1 環境管理体制に関する要求事項

- ・お取引先様の環境管理体制を調査させていただくため、6.1 項に示すグリーン調達評価にご協力ください。

取引継続のお取引先様の場合も同様にグリーン調達評価表による自己評価を実施し、ご報告をお願いいたします。その結果及び取引状況に応じ監査させていただく場合があります。なお、グリーン調達評価の実施依頼時期は弊社より別途ご案内いたします。

5.2 材料、部品及び製品に含有する化学物質に関する要求事項

- ・材料、部品及び製品は最新の“JVC ケンウッド特定化学物質リスト”の基準値を遵守していること。
- ・弊社のお願ひする指定日までに遵守を確認できる情報、資料の提供が可能なこと。
(指定日までに提出いただけない場合は、総合評価に反映させていただく場合があります。)
- ・サプライチェーン上の上流(川上)企業や、2 次、3 次の取引先に対しても情報伝達が的確に行われるよう働きかけを行い、徹底すること。
また、サプライチェーンからの情報は必要な期間保持されること。
- ・新たな情報の入手によって提出内容に変更が生じた場合は、都度更新提出すること。
- ・常に最新の各国法規制の情報を取得し、遵守するように努めること。

5.3製造工程に関する要求事項

- ・JVCケンウッド特定化学物質リストに示すオゾン層破壊物質を製造工程内で使用していないこと。
- ・製造過程に使用する治工具類などの物質について、製品等への転写の可能性も含めて特定化学物質の使用禁止・削減に努めること。

6.調査資料のご提出・情報提供について

帳票原紙は弊社ホームページよりダウンロードし、電子データのままご提出ください。

弊社ホームページアドレス URL: <https://www.jvckenwood.com/>

6.1 グリーン調達評価

グリーン調達評価は、お取引先様ご自身にて製品含有化学物質管理体制を構築・維持及び継続的な改善に繋げていただくことを目的に、化学物質管理の体制とその取り組み状況を自己評価していただくものです。新規お取引先様の場合は、この評価結果を参考に弊社による監査を実施させていただき、取引条件の一つとして判断いたします。

グリーン調達評価の実施に際しては、関連資料“グリーン調達評価運用マニュアル”をご参照ください。

グリーン調達評価（E）の評価結果は、適正品質（Q）・適正コスト（C）・安定供給（D）の評価活動と併せ、これらについて総合的に取り組んでおられるお取引先様から優先的に調達をさせていただきます。

6.2 含有化学物質に関する帳票について

納入いただくすべての材料、部品及び製品について、構成する材質及び化学物質に関する下記帳票の内のいずれかをご提出ください。（調査依頼書による）

製品含有化学物質に関する帳票

- ・“chemSHERPA AI”
- ・“JAPIA 統一データシート”

※新たな知見や法規制の動向等(例:REACHのSVHC対象物質の追加など)によって記載内容に変更が生じた場合は、提出帳票の報告内容を更新し、都度ご提出をお願いいたします。

※弊社生産工程において使用する材料等につきましては、別途“SDS” “chemSHERPA CI”等のご提出をお願いします。

7.含有化学物質の分析について

- ・納入いただく物品については、ご提出資料の内容整合性確認のために弊社にて成分分析を実施させていただく場合があります。
- ・特定化学物質のうち、RoHS 指令の規制対象物質の分析試験法については IEC62321 をご参照ください。

8.自動車メーカー向け製品(カーOEM)関連の調査方法

カーOEM用途の材料、部品及び製品の場合には調査依頼書により、GADSL物質に関する調査、回答を合わせて依頼いたします。

また、個別に顧客要望による調査が必要となる事もありますので、その際はご協力をお願いいたします。

※JGPSSI 調査回答ツール、JAMP ツールでの代用はできません。

9.資料の取り扱いについて

ご提出いただきました資料は内部資料として弊社グループ内にて共有させていただき弊社グループ以外に公表することはありません。ただし、調査依頼書に基づく提出資料等は弊社の客先へのエビデンスとして利用させていただくことがあります。

10.グリーン調達ガイドラインに関するお問合せ

本グリーン調達ガイドライン及び関連文書に関するご質問等がございましたら、調査依頼元の窓口部門へお問合せくださいますよう、お願いいたします。

付属資料1 法規制リスト

以下の表は、IEC62474化学物質群及び弊社特定化学物質に関する法令及び規制、及び用途例です。

記載している法令等はすべてを網羅しているわけではありません。

お取引先様各社にて最新の法規制情報をご確認ください。

化学物質/群	法令及び規制情報	用途例
カドミウム/カドミウム化合物	EC規則 No 1907/2006REACH規則 附属書17、 2000/53/EC(EU/ELV指令)、2011/65/EU(EU/RoHS指令)、米国カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法SB20-SB50、中国電器電子製品有害物質使用制限管理弁法、資源の効果的な活用を促進する改正法(J-MOSS)、韓国RoHS、EU包装材指令(94/62/EC) 及び改正(2004/12/EC、1999/177/EC)、米国包装材重金属規制、工業製品の品質管理および安全管理の韓国法令、中国規格GB24427-2021、EU規則 No 2023/1542電池規則	顔料、インク、接点材料、防食表面処理、染料、塗料乾燥剤、クロメート処理、塗料密着性向上、防錆、安定剤、めっき、蛍光灯、光学材料、はんだ材料、亜鉛めっき、塩ビ安定剤、電池、包装材
六価クロム化合物	EC規則 No 1907/2006REACH規則 附属書17、 2011/65/EU(EU/RoHS指令)、2000/53/EC(EU/ELV指令)、米国カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法SB20-SB50、資源の効果的な活用を促進する改正法(J-MOSS)、EU包装材指令(94/62/EC) 及び改正(2004/12/EC、1999/177/EC)、米国包装材重金属規制、中国電器電子製品有害物質使用制限管理弁法、韓国RoHS	顔料、塗料、インク、触媒、めっき、防食表面処理、染料、塗料乾燥剤、塗料付着性強化、包装材
鉛/鉛化合物	EC規則 No 1907/2006REACH規則 附属書17、 2000/53/EC(EU/ELV指令)、2011/65/EU(EU/RoHS指令)、カリフォルニア州 プロポジション65和解協定、中国電器電子製品有害物質使用制限管理弁法、米国カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法SB20-SB50、資源の効果的な活用を促進する改正法(J-MOSS)、韓国RoHS、EU包装材指令(94/62/EC) 及び改正(2004/12/EC、1999/177/EC)、米国包装材重金属規制、米国家庭用品安全性向上法 CPSTIA、中国規格GB24427-2021、EU規則 No 2023/1542電池規則	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池材料、快削合金、快削鋼、光学材料、X線遮蔽、はんだ材料、硬化剤、加硫剤、強誘電体材料、樹脂安定剤、めっき、合金、樹脂添加剤、被服電線/コード、包装材
水銀/水銀化合物	EC規則 No 1907/2006REACH規則 附属書17、 2000/53/EC(EU/ELV指令)、2011/65/EU (EU/RoHS指令)、ルイジアナ州水銀危険低減法、米国ロードアイランド州一般法23-24.9、水銀暴露の包括的管理に関する米国バーモント州法、中国電器電子製品有害物質使用制限管理弁法、米国カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法SB20-SB50、資源の効果的な活用を促進する改正法(J-MOSS)、韓国RoHS、EU包装材指令(94/62/EC) 及び改正(2004/12/EC、1999/177/EC)、米国包装材重金属規制、ニューヨーク州電池削減および除去、ニューヨーク州環境保全法 §27-0719、乾電池の製造、輸入、販売に関する台湾の規制、韓国工業製品品質管理と安全管理に関する法、中国規格GB24427-2021、EU規則 No 2023/1542電池規則	蛍光灯、電気接点材料、顔料、耐食剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理、包装材、電池
アスベスト類	EC規則 No 1907/2006REACH規則 附属書17、米国TSCA、化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	ブレーキライニングパッド、絶縁体、充填材、研磨剤、顔料、塗料、タルク、断熱材
一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	EC規則 No 1907/2006REACH規則 附属書17	織物や皮革の顔料、染料、着色剤
オゾン層破壊物質	モントリオール議定書、EU EC No. 2037/2000、EC 1005/2009、米国大気浄化法、オゾン層保護法	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
フッ素系温室効果ガス(PFC,SF6,HFC)	EU 規制 No. 842/2006	冷媒、吹き付け剤、消火剤、洗浄剤、絶縁材、苛性ガス
パーフルオロオクタンサルホン酸(PFOS)及びその塩	欧州委員会規則No.757/2010、カナダ環境保護法SOR/SOR/2008-178、化審法	フィルムとプラスチックの帯電防止剤
過塩素酸塩	米国カリフォルニア州 DTSC 規則設定	コインセル電池
ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	2011/65/EU (EU/RoHS指令)、中国電器電子製品有害物質使用制限管理弁法、資源の効果的な活用を促進する改正法(J-MOSS)、韓国RoHS	難燃剤
ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	2011/65/EU (EU/RoHS指令)、中国電器電子製品有害物質使用制限管理弁法、資源の効果的な活用を促進する改正法(J-MOSS)、韓国RoHS、化審法、EU規則 No 2019/1021POPs規則 附属書1、米国TSCA	難燃剤

ジブチルスズ化合物 (DBT)	EC規則 No 1907/2006REACH規則 附属書17、欧州委員会規則No. 276/2010	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒
ジオクチルスズ化合物 (DOT)	EC規則 No 1907/2006REACH規則 附属書17、欧州委員会規則No. 276/2010	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒
一部のフタル酸エステル類	EC規則 No 1907/2006REACH規則 附属書17、2011/65/EU(EU/RoHS指令)、米国の家庭用品安全性向上法 CPSIA、カリフォルニア州 プロポジション65	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑材
ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)および特定代替品	化審法、EU規則 No 2019/1021POPs規則 附属書1、米国 TSCA	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液、可塑剤、防火材、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント
ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類) および特定代替品	EC規則 No 1907/2006REACH規則 附属書17	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液、可塑剤、防火材、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント
ポリ塩化ナフタレン類 (塩素原子2個以上)	化審法	潤滑材、塗料、安定剤(電気特性、耐炎性、耐水性) 絶縁材、難燃剤
放射性物質	EU-D 96/29/Euratom、日本 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性障害防止法、米国 NRC	光学特性(トリウム)、測定装置、ゲージ類、検出器
三置換有機スズ化合物	EC規則 No 1907/2006REACH規則 附属書17、欧州委員会規則No. 276/2010、化審法	安定剤、酸化防止剤、抗菌抗かび剤、防汚染剤、防腐剤、抗かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤
臭素系難燃剤 (PBBとPBDE又はHBCDD以外)	IPC-4101 およびIEC 61249-2-21	難燃剤、ハウジング、コネクタ、パッケージ成形体、シーリング、積層プリント配線板
ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル)	EC規則 No 1907/2006REACH規則 附属書17	殺虫剤、レザークットの防かび処理
2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル) - 4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	化審法	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、インクリボン、パテ、コーキングまたはシール用充填材
ホルムアルデヒド	米国/カリフォルニア州CARB 規則、米国 TSCA111-199 601 項、オーストラリア- BGB I 1990/194:ホルムアルデヒド規制§2, 12/2/1990、リトニア衛生基準HN 96:2000(衛生基準および規制)	木材製品 スピーカーシステム、家具、輸送用パレット、織物製品
ニッケル/ニッケル化合物	EC規則 No 1907/2006REACH規則 附属書17	ステンレス鋼、めっき、長時間皮膚接触するもの
短鎖型塩化パラフィン類 (C10 - C13)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2 (2008.10.28 SVHC候補リスト)、ノルウェー製品規制FOR-2004-06-01-922、化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	PVC 用可塑剤、難燃剤
トリブチルスズ = オキシド (TBTO)	化審法、REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 (2008.10.28 SVHC 候補リスト)	防腐剤、防かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
酸化ベリリウム(BeO)	DIGITALEUROPE/CECED/AeA/EERA ガイダンス	セラミックス
ポリ塩化ビニル (PVC)	IEEE1680 (EPEAT : 電子製品環境アセスメントツール)	絶縁材、耐薬品性、透明性、シース材
ヘキサブROMシクロドデカン(HBCDD)	化審法、REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2	難燃剤
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)とその塩、及び関連化合物	ノルウェー製品規制FOR-2004-06-01-922、nr. 550、EU規則 No 2019/1021POPs規則 附属書1、化審法	フトリソグラフィ、写真コーティング材、油圧油、金属めっき、洗剤、消火剤、紙のコーティング材
塩素系難燃剤	カリフォルニア州 プロポジション65、IPC-4101 およびIEC 61249-2-21	難燃剤
多環芳香族炭化水素 (PAH)	EC規則 No 1907/2006REACH規則 附属書17	ゴムまたはプラスチック部品
リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1))	米国TSCA	潤滑剤、接着剤、プラスチック部品の可塑剤/難燃剤
C9-C14ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)とその塩、及び関連物質	EC規則 No 1907/2006REACH規則 附属書17	フトリソグラフィ、写真コーティング材、油圧油、金属めっき、洗剤、消火剤、紙のコーティング材
パー及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS)	メイン州 PFAS汚染停止法(州法番号 : LD1503)	接着剤、潤滑剤、エラストマー、フトリソグラフィ、断熱材、難燃剤、など

ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、その塩及びPFHxS関連化合物	EU規則 No 2019/1021POPs規則 附属書1	金属めっき、消火剤、など
ペンタクロロフェノールとその塩およびエステル	EU規則 No 2019/1021POPs規則 附属書1、化審法	防汚染剤、防腐剤、など
デクロランプラス	化審法	難燃剤
UV-328	化審法	紫外線吸収剤、など

改定履歴

番号	改定箇所	改定内容
1	・本文6.2項 ・法規制リスト ・特定化学物質リスト	2017/10/1 第2.0版発行 ・本文6.2項 受け入れ帳票に関する項目の修正 ・法規制改定等に伴い、特定化学物質リスト、法規制リストを改定 ・ほか 表現や誤字等の修正
2	・本文6.2項 ・法規制リスト ・特定化学物質リスト	2018/5/1 第2.1版発行 ・本文6.2項 受け入れ帳票に関する項目の修正 ・法規制改定等に伴い、特定化学物質リスト、法規制リストを改定 ・ほか 表現や誤字等の修正
3	・法規制リスト ・特定化学物質リスト	2018/9/1 第2.2版発行 ・法規制改定等に伴い、特定化学物質リスト、法規制リストを改定 ・ほか 表現や誤字等の修正
4	・法規制リスト ・特定化学物質リスト	2019/4/1 第2.3版発行 ・法規制改定等に伴い、特定化学物質リスト、法規制リストを改定 ・ほか 表現や誤字等の修正
5	・法規制リスト ・特定化学物質リスト	2019/10/1 第2.4版発行 ・法規制改定等に伴い、特定化学物質リスト、法規制リストを改定 ・ほか 表現や誤字等の修正
6	・本文6.2項 ・本文8項 ・特定化学物質リスト	2020/3/1 第2.5版発行 ・本文6.2項、および8.1項の見直し ・法規制改定等に伴い、特定化学物質リストを改定 ・ほか 表現や誤字等の修正
7	・本文6.2項 ・特定化学物質リスト	2020/11/1 第2.6版発行 ・本文6.2項 受け入れ帳票に関する項目の修正 ・法規制改定等に伴い、特定化学物質リスト、法規制リストを改定 ・ほか 表現や誤字等の修正
8	・法規制リスト ・特定化学物質リスト	2021/5/1 第2.7版発行 ・法規制改定等に伴い、特定化学物質リスト、法規制リストを改定 ・ほか 表現や誤字等の修正
9	・法規制リスト ・特定化学物質リスト	2022/10/1 第2.8版発行 ・法規制改定等に伴い、特定化学物質リスト、法規制リストを改定 ・ほか 表現や誤字等の修正
10	・法規制リスト ・特定化学物質リスト	2023/4/1 第2.9版発行 ・法規制改定等に伴い、特定化学物質リスト、法規制リストを改定 ・ほか 表現や誤字等の修正
11	・法規制リスト ・特定化学物質リスト	2023/10/1 第3.0版発行 ・法規制改定等に伴い、特定化学物質リスト、法規制リストを改定 ・ほか 表現や誤字等の修正
12	・本文6.2項 ・法規制リスト ・特定化学物質リスト	2024/4/1 第3.1版発行 ・本文6.2項 受け入れ帳票に関する項目の修正 ・法規制改定等に伴い、特定化学物質リスト、法規制リストを改定 ・ほか 表現や誤字等の修正
13	・法規制リスト ・特定化学物質リスト	2025/5/1 第3.2版発行 ・法規制改定等に伴い、特定化学物質リスト、法規制リストを改定 ・ほか 表現や誤字等の修正